

消防予第 108 号
平成 5 年 3 月 30 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

「消防設備点検資格者を定める告示等の施行について」 の一部改正について(通知)

消防設備点検資格者免状の様式については、「消防設備点検資格者となるために必要な知識等を修得することができる講習を定める件の一部を改正する件」(平成 5 年消防庁告示第 2 号)により、平成 5 年 4 月 1 日から、同告示で示した様式(以下「改正後の様式」という。)の使用を開始することとされたところである。

これに伴い、「消防設備点検資格者を定める告示等の施行について」(昭和 50 年 4 月 10 日付け消防安第 40 号消防庁安全救急課長通知)のうち、「5 消防設備点検資格者免状」及び「6 手数料」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 「消防設備点検資格者を定める告示等の施行について」(昭和 50 年 4 月 10 日付け消防予第 40 号消防庁安全救急課長通知)のうち、「第 2 消防設備点検資格者講習を定める告示(昭和 50 年消防庁告示第 1 号)について」の一部を次のように改正する。

(略)

第 2 経過措置に係る留意事項について

消防設備点検資格者となるために必要な知識等を修得することができる講習を定める件の一部を改正する件附則第 3 項かっこ書きの場合にあっては、免状の書換えに係る事務の円滑な推進を図るため、第一種又は第二種の再講習を初めて受講した後他の実施区分の再講習を受講するまでの間、再講習を修了した種別に限り、改正後の様式による免状を交付することとし、従前の免状にはその旨を明示するものであること。